

# 福井県報

第 2430 号  
平成 25 年  
5 月 21 日 (火)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 告示

### 目次

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更(二九九・障害福祉課)……………一
  - 保安林の指定の予定(三〇〇～三〇八・森づくり課)……………二
  - 道路の位置の指定(三〇九・丹南土木事務所)……………四
- ## 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(男女参画・県民活動課)……………五
  - 大規模小売店舗立地法の規定による意見(三件・商業振興・金融課)……………五
  - 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………六
  - 土地改良区の役員の就任(同)……………六
  - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六

## 告示

### 福井県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定による指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

変更内容	名称	(新) 所在地	(旧) 所在地	開設者の氏名 または名称	代表者	住所	担当する 自立支援 医療の種類
所在地	いちご訪問看護ステーション	福井市西方1丁目2-11	福井市勝見3丁目21-16	医療法人健康会	理事長 嶋田 修美	福井市西方1丁目2-11	精神通院医療

### 福井県告示第300号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

#### 1 保安林子定森林の所在場所

敦賀市瀬河内80号瀬谷山6番6、6番7

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

敦賀市瀬河内80号瀬谷山6番6、6番7（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種

次のとおりとする。  
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福井県告示第301号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所  
福井市石島町13字墓堂山4、5、7から10まで
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

福井市石島町13字墓堂山4、5、

7から10まで

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度ならびに植栽の方法  
・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福井県告示第302号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所  
大野市果原28字大上野1の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

果原28字大上野1の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度ならびに植栽の方法  
・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福井県告示第303号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日  
福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所  
大野市上若生子15字下上エ山16の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大野市上若生子15字下上エ山16の1

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福井県告示第304号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所

大野市上半原33字多母谷ノ九1の1  
2、2の21（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大野市上半原33字多母谷ノ九1の12、2の21（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度ならびに植栽の方法  
・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福井県告示第305号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所  
小浜市下根来第17号上白石7から11まで

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
    - イ 下の森林については、主伐は、択伐による。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

下根来17号上白石8から10まで(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

- ・ 期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福井県告示第306号**

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林子定森林の所在場所  
三方上中郡若狭町海山102号大黒山27から30まで

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
    - イ 主伐に係る伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 主伐に係る伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

- ・ 期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福井県告示第307号**

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林子定森林の所在場所  
大野市角野前坂38字水上ミ4の1から4の3まで

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件
 

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

角野前坂38字水上ミ4の1(次の

- 図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

- ・ 期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福井県告示第308号**

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林子定森林の所在場所  
丹生郡越前町午房ケ平17字鳥越7、8、11から13まで、18字大滝5の1、5の2、7の1、8の1、9(以上1筆について次の図に示す部分に限る。)、10から12まで

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
 

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 午房ケ平17字鳥越7、8、11から13まで、18字大滝5の1、5の2、7の1、8の1、9(以上1筆について次の図に示す部分に限る。))、10から12まで
- イ 主伐に係る伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

- ・ 期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福井県告示第309号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月21日

福井県丹南土木事務所長 免博彦

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
鯖江市北野町12号13番地株式会社カネイチ  
代表取締役 青山 光宏

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
-------------	-----------------	-----------------

越前市芝原五丁目 13字修理田 8番18	6. 0	57. 9
----------------------------	------	-------

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人若狭くらしに水舎
  - (2) 代表者の氏名  
辻 一憲
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福井県小浜市谷田部第41号3番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、若狭の海・川・湖・山・森・地下水脈に至るまでの豊富な水資源および森林資源の利活用や環境保全活動事業を通じて、人と自然のつながりを深め、持続可能な活力のある地域づくりを推進し、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。
- 3 縦覧に供する期間および場所
  - (1) 縦覧に供する期間  
平成25年5月1日から平成25年6月30日まで
  - (2) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふ

くい県民活動センター内

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定によりあわら市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ゲンキーあわら店  
あわら市舟津45字10-1 外9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
坂井市丸岡町下久米田38字33番
- 3 聴取した意見の概要  
特に意見なし
- 4 聴取した意見の縦覧場所
  - (1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
  - (2) あわら市市姫三丁目1番1号  
あわら市産業経済部観光商工課
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地  
アピタ敦賀店  
敦賀市中央町一丁目5番5号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
ユニー株式会社

代表取締役 前村 哲路

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

3 聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
・駐車台数の確保については万全を期すこと。
- (2) 防災・防犯対策への協力  
・子供たちの安全のため、建物の内外に暗くなる場所等死角を作らないこと。  
・子供たちの溜り場とならないよう留意すること。
- (3) 騒音発生に係る事項  
・駐車場でのアイドリング、クラクション、空ふかし等を行わないよう従業員および来客者等へ周知徹底すること。  
新たに延長した時間帯においては特に留意すること。

- 4 聴取した意見の縦覧場所
  - (1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
  - (2) 敦賀市中央町一丁目7番42号  
福井県嶺南振興局二州県民サービス室
  - (3) 敦賀市中央町二丁目1番1号  
敦賀市産業経済部商工政策課
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
アピタ福井店  
福井市飯塚町11字11番地 外55筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
ユニー株式会社  
代表取締役 前村 哲路  
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- 3 聴取した意見の概要
  - (1) 交通について  
・イベント時など多数の来客による交通混雑が見込まれる時は、周辺住民への周知徹底や交通誘導員を増員するなど交通事故防止に配慮すること。  
・車両の店舗用駐車場出入りの際の交通事故防止の観点から、出入口付近での良好な視界の確保および一時停止など注意喚起の看板・路面表示などの設置とその保全に努めること。  
・道路や歩道等への自転車のはみ出しや放置による近隣への迷惑が生じないように、管理や利用者への周知等の対策をとること。
  - (2) 環境について  
・敷地の造成および店舗の建設工事、施設の設置工事等を行う場合は、騒音、振動、水質汚濁、土砂等の流出および

飛散などの公害苦情等が発生しないよう十分な対策を講じること。

- ・ 作業に際しては、公害(悪臭、騒音および振動等)が発生しないように、変更届出書資料に記載されている対策を確実に実施すること。
- ・ 周辺住民等から公害に関する要望があった場合は誠実に対応すること。
- ・ 福井市公害防止条例に規定する規模の設備等が設置されている場合は、条例に基づき「特定工場設置届出書」を提出すること。

(3) 廃棄物について

- ・ 産業廃棄物は、福井県の許可を得ている事業者委託し、適切に処理又はリサイクルすること。
- ・ 生ごみや従業員が消費した生活系のプラスチック等の事業系一般廃棄物の処理は、必ず福井市の許可を得ている業者に委託し、できる限りリサイクルに努めること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業振興・金融課
- (2) 福井市大手三丁目10番1号  
福井市商工労働部商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1週間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

芦原北潟土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31

日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所

理事 見澤 孝保 あわら市北潟239-10-8

〃 長谷川吉弘 〃 赤尾8-38-2

〃 岡田 進一 〃 北潟25-26

〃 星田 和成 〃 北潟41-4

〃 荒井 正幸 〃 北潟42-9

〃 六佐 勝美 〃 北潟61-1

〃 竹田 幸男 〃 北潟257-7-3

〃 杉田 武 〃 北潟28-14-4

〃 高江 傳 〃 北潟38-15

〃 長谷川正芳 〃 赤尾6-5

〃 西出 義雄 〃 赤尾8-13

〃 穴田 満雄 〃 二面15-22

〃 三上 俊実 〃 牛山13-59

〃 北野 芳和 〃 番堂野13-1

〃 高橋 満 〃 波松6-5

〃 毛利 純雄 〃 蓮ヶ浦22-16

〃 中島 祥裕 〃 坂口5-39

〃 坪田 了一 〃 赤尾6-1-乙

〃 竹嶋 光典 〃 北潟40-26

〃 辻下 義雄 〃 北潟151-69-2

芦原北潟土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成25年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所

理事 長谷川吉弘 あわら市赤尾8-38-2

〃 星田 和成 〃 北潟41-4

〃 清水 忍 〃 北潟38-6-1

〃 荒井 正幸 〃 北潟42-9	〃 赤羽 勝美 〃 北潟61-1	〃 竹田 幸男 〃 北潟257-7-3	〃 丸山 幸良 〃 北潟19-7	〃 竹内 英宏 〃 北潟28-16	〃 長谷川正芳 〃 赤尾6-5	〃 西出 義雄 〃 赤尾8-13	〃 小番場保弘 〃 二面14-65	〃 杉原 正信 〃 牛山17-10	〃 北野 芳和 〃 番堂野13-1	〃 高橋 満 〃 波松6-5	〃 毛利 純雄 〃 蓮ヶ浦22-16	〃 堀川 市郎 〃 坂口5-37	〃 奥田 博一 〃 赤尾6-3	〃 辻下 義雄 〃 北潟151-69-2	〃 竹嶋 光典 〃 北潟40-26
------------------	------------------	---------------------	------------------	-------------------	-----------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	----------------	--------------------	------------------	-----------------	----------------------	-------------------

都市計画法(昭和43年法律第100号)

第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、勝山市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年5月21日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

勝山都市計画下水道

(2) 名称

勝山市公共下水道

2 縦覧場所

福井市大手三丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

平成二十五年五月二十一日  
平成二十五年五月二十一日

印刷 発行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番号 福井県  
福井県福井市西開発三丁目七二五 白崎印刷(株)

☎六三〇〇